宋代における西アジア商人の活動
――「舶主」から「綱首」へ

百田篤弘

はじめに

筆者は、当研究所紀要第二十五号と第二十七号において、中国および東南アジアにおける西アジア商人の活動について考察した。(1)

中国における活動については、中国史料にみえる「蕃客」「舶主」の語に注目し、いずれも富裕であったことから中国政府に重視された商人であり、中国政府が国家として正式に応対した人々であったことを論じた。中国南方地域においては、唐代以降「舶主」は船舶の所有者の意味に加えてペルシア人をも意味し、宋代以降はアラブのイスラーム商人と関係の深い言葉であったことを論じた。「蕃客」についても、唐代にはアラブ人が多く含まれるようになり、宋代以降はその多くがアラブのイスラーム商人であったらしいことを論じた。

東南アジアにおける活動については、十～十一世紀頃、西アジアの複数のアラブ商人が、東南アジアの複数の国々からの、中国への朝貢使節の中枢の一員を務め、当時、彼らが積極的に東南アジア地域に進出していたことを論じた。

本稿では、紀要第二十五号、第二十七号で考察した、宋代に活動した西アジア商人のなかでも、具体的な活動が知られる人物を取り上げ、再度「舶主」に注目し、外国からの公式の外交使節である朝貢使節との関係を中心に考察してみたい。

宋代にはまた、交易の中心的な役割を担うようになる「綱首」の存在が注目される。綱首とは、中国政府公認のもと、自ら船舶を所有して外国との交易を行った交易商人である。本稿では「舶主」とこの「綱首」を通じて、西アジア商人の宋代中国における交易活動の歴史的変遷について考えてみたい。

一、朝貢使節と舶主

宋代においては、中国史料のうち『宋史』と『宋会要輯稿』に「舶主」の語が集中的に登場する。「舶主」を冠された人物は、多くが朝貢使節の経験者であり、朝貢使節が乗ってきた船舶の船主であった者もいた。まず、「舶主」を冠された個々の人物について、朝貢使節との関係をみていきたい。

大食（タージ、アラブ地域の国）からの朝貢使節に蒲希密という者がいる。開宝九年（九七六）に大食の国王である珂黎拂（王名ではなくイスラーム共同体の指導者を意味するカリフ〈ハリーファ〉khalīfa の音訳と思われる）から中国に派遣され、方物を献上している。[2] その十七年後の淳化四年（九九三）に、大食の副酋長であった李亞勿が中国に遣使されたが、その折に蒲希密も「舶主」として南海まで来ていた。しかし老病のため皇帝の居所である宮城まで赴くことができず、方物を李亞勿に託して献上している。

> 淳化四年、又、其の副酋長李亞勿を遣わし来貢す。其の国の舶主蒲希密、南海に至るも老病を以て闕（宮城の意）に詣（いた）ること能（あた）わず。乃（すなわ）ち方物を以て亞勿に附し来献す。[3]

この時、李亜勿は、蒲希密の書状（「表」）を持参しており、そこには「大食の舶主、臣蒲希密上言す」[4]とあって、蒲希密は、自ら舶主を名乗っていたようである。蒲希密が中国史料に登場するのは朝貢使節として来朝した開宝九年（九七六）が最初であり、二度目の登場で舶主を名乗っていたことになる。

蒲希密のように、朝貢使節として来朝した後に、舶主として登場する大食の人物はほかにもいる。蒲希密から方物と書状を託されて、淳化四年（九九三）に大食の朝貢使節として来朝した李亜勿は、十五年後の大中祥符元年（一〇〇八）には舶主と記録され、自ら麻勿という人物（名前が似ており、息子と思われる）を遣使して、玉圭を献じさせている[5]。また、太平興国八年（九八三）、三仏斉（シュリーヴィジャヤ、スマトラ南部）からの朝貢使節として蒲押陁羅という人物が派遣されている[6]。五年後の端拱元年（九八八）には同じく三仏斉から蒲押陀黎という人物が遣使されているが[7]、同じ国からの使節であること、発音がほとんど同じであることから同一人物と思われる。七年後の至道元年（九九五）には蒲押陁黎という人物が、大食の舶主として、先に触れた蒲希密の「表」をもって来朝している[8]。紀要第二十七号で考察したように名前の発音が近似していることなどから三者は同一人物の可能性が大きく、その場合、蒲押陁羅（蒲押陀黎、蒲押陁黎）も朝貢使節として来朝した後に、舶主として来朝したことになる。

このように、朝貢使節として来朝した人物が、その後、舶主として登場する例は複数確認できるようである（蒲希密、李亜勿、蒲押陁羅〈?〉）。

舶主には、朝貢使節が乗ってきた船舶の船主であった者もいた。咸平三年（一〇〇〇）の大食の朝貢使節は穆吉鼻という人物であるが、穆吉鼻が乗ってきた船の舶主は、陁婆離（タブリーズ Tabriz の出身者か）という者であった[9]。陁婆離はまた八年後の大中祥符元年（一〇〇八）十月に舶主として方物をもって泰山（皇帝が祭祀のために滞在していた地）に赴いており[10]、大中祥符四年（一〇一一）には大食の朝貢使節としても来朝している[11]。

二、舶主による朝貢、及び朝貢に準じる活動

次に、舶主と記録されながら、朝貢使節のようにみなされた例、あるいは朝貢使節そのものとして記録された例もある。

雍熙二年（九八五）、三仏斉の舶主である金花茶は、舶主個人としての私的な来朝のようであるが、正史である『宋史』に単独の記事として「方物をもって来献」と公式に記録されており、[12] 朝貢使節と同じように、公的な来献として扱われている。朝貢使節以外で外国人が個人で皇帝に貢物を献上したことが記録された例は、ほかに「蕃客」があげられるが、朝貢使節として来朝して中国に滞在している外国人が蕃客と呼ばれるなど、朝貢使節と重なる部分もあり、舶主として記録に登場する人物がべつの機会に蕃客とされるなど、舶主と重なる部分もある。[13] ともあれ、それ以外に個人での献上が公式に記録された例はほとんどみられないようであり、金花茶の事例は特別な扱いといえそうである。『宋史』には、この前年の雍熙元年（九八四）に、大食の「国人」として花茶が花錦その他をもって来献したとある。[14] これも個人的な来献ながら公式に記録された例で、舶主、蕃客以外ではめずらしい例である。所属国と出身国が異なっているが、紀要第二十七号で述べたとおり、三仏斉からの来朝者には大食の人と目される蒲姓の人物が多く、三仏斉は大食と関係の深い国であること、二つの記録の年代が近いこと、「金」姓の有無はあるが同じ名前であること、さらに、個人による来献でありながら、ともに公的な献上として扱われている点などから、やはり同一人物と考えたほうがよいのかもしれない。

大食の人である蒲加心は、景徳元年（一〇〇四）に蕃客として来朝しているが、[15] 七年後の大中祥符四年（一〇一一）には大食の一地域である勿巡[16]の舶主として「朝貢」したと記録されている。[17] その八年後、天禧三年（一〇一九）には大食の朝貢使節の副使としても来朝している。[18] 舶主蒲加心が朝貢に訪れた同じ大中祥符四年、やはり大食地域の国と

思われる三麻蘭[19]から訪れた聚蘭も、同国の舶主として「朝貢」したと記録されている。[20]

舶主自らが使節を派遣し、その使節が公式の朝貢使節のようにみなされた例もある。

先に取り上げた蒲押陁黎は、大食の舶主として来朝した至道元年（九九五）の四年後の、咸平二年（九九九）の閏三月に、象牙などを持参してやはり大食の朝貢使節として来貢した蒲押提黎[21]と同一人物と思われるが、この人物は、同年の六月二十七日に、大食の蕃客として、自らが率いていた朝貢使節団の判官であった文戍を遣わしている。[22]蕃客とあるのは、咸平二年閏三月の朝貢後、中国に留まっていたことを示しており、中国国内の地から文戍を派遣したものと考えられる。この文戍の派遣は、『宋史』真宗紀では「大食国遣使来貢」となっていて、国家が公式に派遣した朝貢使節として記録されている。[23]また、大中祥符元年（一〇〇八）に、大食人の李亞勿が、舶主として、その子と思われる麻勿を派遣したのは先にみたとおりである。

三、舶主の活動のまとめ

以上、朝貢使節を務めた経験のある人物が、その後舶主として来朝した例（蒲希密、李亞勿、蒲押陁羅〈？〉）、朝貢使節の船舶の船主として来朝した例（陁婆離）、私的な来朝の後に、舶主として「朝貢」した例（蒲加心）、舶主の立場で「朝貢」した例（聚蘭）、舶主としての来献ながら公式の朝貢に類する公的な扱いで記録された例（金花茶）、舶主自らが派遣した使節が朝貢使節とみなされた例（蒲押陁黎が派遣した文戍）、舶主が派遣した人物による献上が公的な献上のように扱われた例（李亞勿が派遣した麻勿）などがあることが確認できた。

朝貢使節として公式に派遣され、その後に舶主となった者が複数いたが、一度朝貢使節として来朝すると、その後は舶主を名乗りつつ（あるいは蕃客の立場で）、自らの意思で皇帝に献上品をもって「来貢」「来献」することが認められるようになり、個人の立場で、自らが皇帝のもとを訪れたり、自国の国王に代わって、自らの責任で使者を派遣し

たりした、ということのようである。舶主だけが特殊というわけではないが、舶主に頻出する事象であるということはいえよう。なお、公式の文書を持参していなかったために朝貢に訪れながら受け入れられなかった使節もあり[24]、貢物の献上には一定の制限があった。そうしたなかで、舶主（あるいは蕃客）の献上が受け入れられているという点は留意すべきである。

ところで、蒲希密は、淳化四年（九九三）の頃には高齢となり、老病のため皇帝の居所まで出向くことができなかったが、郷里にも長く帰ることがなかったようである。至道元年（九九五）に舶主として来朝し、蒲希密の書状（「表」）をもって来献した蒲押陁黎は、実は蒲希密の息子で、書状の中で、父蒲希密が五年も帰郷しなかったことから、母の求めもあって父を探しに中国へ向けて渡海し、広州で再会することができたという[25]。紀要第二十七号で、親子で交易商人として活動した例を紹介したが[26]、この両名は親子で舶主を務めた例ということになる。

以下、人物ごとにまとめておく。

○蒲希密

開宝九年（九七六）　大食の朝貢使節として国王珂黎拂によって派遣される[2]。

淳化四年（九九三）　大食舶主として副酋長李亜勿に方物と書状を託す[3]。

至道元年（九九五）　子の蒲押陁黎と広州で会い、方物と書状を託して献上[8][25]。

○李亜勿

淳化四年（九九三）　大食副酋長として朝貢し蒲希密からの方物と書状を持参[3]。

大中祥符元年（一〇〇八）　十月、舶主として麻勿を遣使する[5]。

○蒲押陁羅

太平興國八年（九八三）　三仏斉の朝貢使節として国王遐至によって派遣される。[6]
端拱元年（九八八）　（蒲押陀黎）三仏斉の朝貢使節として方物を貢ぐ。[7]
至道元年（九九五）　（蒲押陁黎）大食舶主として来朝。父蒲希密と広州で会い、父の方物と書状をもって来献。[8][25]
咸平二年（九九九）　（蒲押提黎）閏三月、大食の朝貢使節として来朝。[21]
　　（蒲押提黎）六月、大食蕃客として判官文戍を派遣する。[22]

○陁婆離
咸平三年（一〇〇〇）　大食からの朝貢使節の船の舶主として来朝する。[9]
大中祥符元年（一〇〇八）　十月、舶主として方物をもって泰山（皇帝が祭祀のために滞在していた地）に赴く。[10]
大中祥符四年（一〇一一）　大食の朝貢使節として来朝。[11]

○金花茶
雍熙元年（九八四）　（花茶）大食国人として来献する。[14]
雍熙二年（九八五）　三仏斉舶主として方物をもって来献する。[12]

○蒲加心
景徳元年（一〇〇四）　大食蕃客として来朝する。[15]
大中祥符四年（一〇一一）　勿巡舶主として朝貢する。[17]
天禧三年（一〇一九）　大食の朝貢使節の副使として来朝。[18]

○聚蘭
大中祥符四年（一〇一一）　三麻蘭舶主として朝貢する。[17]

以上が、宋代の記録である『宋史』及び『宋会要輯稿』にみえる舶主である。人数は七名を数える。三仏斉舶主として来朝した金花茶を除いて、ほかは大食地域の人々である（「花茶」は大食の人であり、金花茶が「花茶」と同一人物ならば、七名すべてが大食地域の人となる）。宋代に海上を経て南方から来朝した外国人は、アラブ諸国である大食と、来朝者のなかにアラブ人あるいはイスラーム教徒を示すとされる蒲姓の人物を含む国・地域からの、名前のわかる来朝者を合計すると、それだけでも百五十名以上にのぼる。[27] 舶主の七名という人数は、それに比べてもきわめて少ない数で、特殊な存在であったと考えられる。朝貢使節の構成員であった大使、副使、判官に準ずるような公的な立場の人物として、手厚く遇されていたようである。

四、宋代史料に「舶主」の来朝が記録された期間と市舶司制度

舶主の語そのものは五世紀初めの東晋の時代から十六世紀の明代の史料まで長くみられるが、宋代に限ると『宋史』と『宋会要輯稿』に海外からの来朝者として登場するのは北宋（九六〇～一一二六）、南宋（一一二七～一二七九）を通じての二百二十年のうち、北宋代初期の二十七年ほどのごく短い時期に限定される（雍熙二年〈九八五〉の金花茶から大中祥符四年〈一〇一一〉の蒲加心、聚蘭まで）。

舶主の語は、その後、元符二年（一〇九九）にも、「戸部」（財政を管轄する部署）の記録にみえるが、ここでは遭難船が漂着した際の、船舶の中心者としての「舶主」が不在の場合の船員や貨物の扱いについて述べたもので、来朝者の地位・立場を示すために用いられた用例とは異なっている。[28]

北宋代初期において、舶主の来朝は、朝貢使節の来朝に準ずるような扱いで処遇されていたが、朝貢使節の来朝そのものが、時代が進むにつれて記録されなくなるようで、大食からの朝貢は紹興元年（一一三一）を最後に、その後は「貢賦絶えず」とあるだけで省略されてしまう。[29] しかしながら、朝貢使節の副使、判官などは、闍婆（ジャワ）か

らの熙寧六年（一〇七三）の使節、注輦（チョーラ、南インド）からの熙寧十年（一〇七七）の使節、占城（チャンパ、ベトナム中部）からの元祐七年（一〇九二）の使節、真臘（カンボジア）からの政和六年（一一一六）の使節の一員としてみえるので、これらに比べても極めて短期間のうちに記録から姿を消していることがわかる。[30]

船主の語が次に正史に現れるのは『明史』で、嘉靖二十六年（一五四七）のことである。「船主は皆貴官大姓なり」とあって、これまで考察してきた船主の公的な性格や社会的な立場の重要性に大きな変化はないようである。[31] それにもかかわらず、正史に船主来朝の記事がみえなくなるのはなぜか。

理由のひとつとして考えられるのは、宋朝政府が推進した対外交易の活発化にともない、「綱首」などについて規定した市舶司制度の確立が作用している可能性である。

市舶司は、『宋史』に「蕃貨、海舶、征榷（徴税の意）、貿易の事を掌る。以て遠人来たり、遠物を通わせり」とあるとおり、[32] 宋代において対外交易にかかわる交易品の輸入、交易商人の受け入れ、保護、徴税などの業務を一手に担った部署である。また、「綱首」とは、自ら船舶を所有して海外と交易を行う交易商人で、法令によって多くの船員を統率する権限が与えられ、中国政府から公的に海外との交易を認められた存在であった。[33] 市舶司制度によって、開宝四年（九七一）に広州に対外交易の窓口となる市舶司が置かれ、十世紀末までに杭州と明州（寧波）に、その後泉州にも置かれ、公貿易は、すべてここを通過するようになり、市舶司制度は宋代初期から整えられていった。

紀要第二十五号ですでに取り上げたが、船主来朝の記録がみえなくなって百年以上を経た十二世紀前半に、大食の蕃客で、自ら船舶を建造し、綱首に準ずる処遇を望んだ商人がいる。中国に滞在していた蒲囉辛という人物で、南宋に入った紹興六年（一一三六）に、乳香の産地である故国に赴くために、自ら船舶を建造し、大量の乳香を中国に持ち帰り、泉州市舶司に進奉（献上の意）し、税を徴収されるとともに、綱首に「比附」されることを望んでいる。

（紹興六年）八月二十三日、提挙福建路市舶司言うに、大食の蕃客蒲囉辛の状に、本蕃は乳香を出産するに係り、自ら蕃に就かんとして船一隻を造り、広載し、迤邐して（連なり続く意）、泉州市舶に入れり。進奉し、抽解（徴税）をうけ、綱首に比附されんことを乞うと。推恩し、蒲囉辛に詔して、特に承信郎に補すと。[34]

「比附」とは基準として従うという意味であるが、宋代史料には、ほかにも「比附」の用例がみえる。元祐四年（一〇八九）に中国に初めて朝貢に訪れた西域方面の邈黎という国の使節が、自国の国王の文書に加え、すでに頻繁に中国へ朝貢使節を派遣していた于闐（新疆ウイグル自治区、ホータン地方）の国王の公式文書を携え、これを中国に示すことによって于闐の進奉条式に「比附」されることを望み、それが受け入れられている。[35]ここでは「比附」は、于闐に準じた対応を受けることを意味している。[36]

蒲囉辛の事例は、自ら船舶を建造してその所有者となり、その船で膨大な量の乳香をもたらすことによって、綱首に準じた処遇をうけることを望んだと解釈できる。蒲囉辛の事例は、外国の交易商人が、中国政府によってその交易活動を公式に保証され、法的に特権をあたえられていた綱首に対するのと同じように処遇されることを望んだ、ということではないか。

蒲囉辛は、蕃客として、自ら船舶を建造して船舶の所有者となったが、ここでは舶主とは記録されず、綱首に比附されることを望んだことになる。舶主と記録されていないのは、この時蒲囉辛が、自らを舶主とは自称しなかったことを示唆している。先にみたように蒲希密は自らの書状のなかで舶主を自称していたが、蒲囉辛は自らの意思で船舶の所有者となりながら、舶主を自称することなく、綱首と同じように処遇されることを望んだ、というように解釈できるのではないか。実際にこの後、蒲囉辛は中国人綱首であった蔡景芳とともに、ひとしく承信郎に補されており、[37]これは綱首なみの処遇を受けたということのようである。

五、綱首の活動

ここで、宋代における綱首の記録を追ってみたい。偶目できた範囲での記録であるが、年代の早い順に列挙してみる。最も早い記録は日本での寛仁四年（一〇二〇）の事例で、舶主の来朝が最後に記録された大中祥符四年（一〇一一）から、わずか九年後のことである。

寛仁四年（一〇二〇）　大宋国の商客である綱首文囊、九州の大宰府に来着。[38]

元豊五年（一〇八二）　三仏斉から訪れた南蕃綱首、広州の提挙市舶・孫迥に龍脳などを贈る[39]

康和四年（一一〇二）　宋人の綱首荘厳、宋・泉州人の李充（荘厳の「人徒」）、日本に来朝。[40]

長治元年（一一〇四）　宋人の綱首荘厳、泉州人の李充、日本から帰国。[41]

長治二年（一一〇五）　中国・泉州人の綱首李充（康和四～長治元年に来日していた泉州人李充と同一人物）等六九人、両浙路市舶司の公憑（公式文書）をもって日本に来朝。李充、貿易の許可を求める。[42]

紹興二年（一一三二）　高麗の綱首卓栄、高麗に逃れていた中国人八十人を自らの船で帰国させ、中国皇帝から恩賞を与えられる。[43]

紹興二十五年（一一五五）　綱首陳惟安、交易を通じて占城王と親密になり、王を説諭して中国への朝貢に導く。[44]

紹興六年（一一三六）　綱首蔡景芳、交易船や交易品を招き集めて息銭九十八万緡を収め、乳香三十万緡分を商った大食の蕃客蒲囉辛とともに承信郎に補される。[37]

紹興三十二年（一一六二）　高麗の綱首徐徳栄、明州を訪れ、高麗王朝が中国に賀使を派遣したい意向のあることを伝

える。[45]

乾道三年（一一六七）　中国・福建の綱首陳応祥と綱首呉兵（呉岳）、占城の朝貢使節を自らの船に乗せて来航。[46]

乾道九年（一一七三）　日本国、初めて中国・明州の綱首（荘大椿、張守中）に方物を託して入貢（使節は来朝せず文書と方物のみ託したか）。[47]

淳熙二年（一一七五）　中国皇帝、殺人を犯した日本人水夫を明州の綱首に託して帰国させる。[48]

慶元六年（一二〇〇）　真里富（タイの一地方）に対し、遠国であることを理由に、朝貢に訪れることを免じる旨を綱首に伝えさせる。[49]

開禧元年（一二〇五）　真里富の朝貢使節の謁見に「大朝の綱首」が同席。[50]

記録にみえる宋代における綱首の活動についてまとめておきたい。

綱首李充が日本を訪れて正式の交易の許可を求めているのは、中国政府が認めた交易商人の活動としては最も基本的なものといえよう。

高麗の綱首卓栄が、高麗に避難していた中国人を自船で帰国させたというのは、女真族の侵攻を避けて国外に逃れていた人々に帰国のための便宜をはかったもので、交易活動のほかに、綱首はこうした活動も行うことがあったということがわかる。

また、綱首陳惟安が占城王を説諭して朝貢使節の派遣を促し、高麗の綱首徐徳栄が高麗王朝の賀使派遣の意向を伝え、福建の綱首陳応祥、綱首呉兵（呉岳）が、占城の朝貢使節を自船に乗せて来航し、日本から宋への初めての貢物を綱首の船がもたらし、朝貢使節派遣の免除を真里富に伝えさせ、真里富からの朝貢使節の謁見に同席するなど、外国からの朝貢に関与しているのは、本来の交易活動の領域を超えて、綱首の活動が外交にまで関与していたことをも

のがたっている。宋朝政府は、その初期から外国からの朝貢使節や交易船の勧誘を積極的に行っていたが[51]、現実的にはその一端を綱首が担っていたわけである。

舶主の活動は、基本的にはもっぱら自国からの朝貢にかかわるもので、希少で高価な貢物を献納して返礼として下賜品や官位（称号）を与えられるという、朝貢の主体者もしくは主体者に近い立場での活動であった。それに対して、綱首の場合は、諸外国との交易活動を基本としつつも、外国の朝貢使節（貢物）を自船に乗せてきたり、外国からの朝貢を促して朝貢そのものを実現したりしたほか、賀使派遣の意向や、朝貢使節派遣の免除を伝達するという実務的な活動も目を引く。恒常的な交易活動が公的に保証されていたが故の活動であったとみられる。

蒲囉辛が綱首に比附されることを望んだ背景には、こうした綱首の多彩な活動があったことになる。

六、中国における公貿易とアラブ系の人々

ところで、慶元六年（一二〇〇）に、真里富に対して朝貢を免じる旨を伝えた綱首は、蒲徳脩という人物である。この年に真里富が派遣した朝貢使節は蒲徳脩の船で来貢しており[52]、真里富に朝貢を免じることを伝えた綱首は、蒲徳脩と推測できる。

蒲姓はアラブ人もしくはイスラーム教徒を示す姓であり、蒲徳脩はイスラーム系の商人を思わせるが、徳脩は中国人風の名前であり、あるいは中国に帰化したアラブ人の子孫かもしれない。南海交易に携わる交易商人で、蒲姓を名乗る人物であればアラブ系の人物とみるのが自然であるが、ここでは確言は避け、アラブ系の人物がこの頃に綱首として活動していた可能性のあることを指摘するにとどめたい。

南宋末になると、蒲姓を名乗り、アラブ系の人として知られる人物が中国の公貿易を掌握する中心的な責任者である市舶司の長官となっている。蒲寿庚である。

（徳祐二年〈一二七六〉）、昰（趙昰、南宋第八代皇帝・端宗のこと）、泉州に入らんと欲し、蒲寿庚を招撫せんとするに異志有り。初め寿庚、泉州の舶司を提挙（管理）し、蕃舶の利を擅（ほしいまま）にすること三十年なり。[53]

こうしてみてくると、アラブ系の人々が中国での交易における活動領域を広げ、地位を高めていく過程が読み取れるようである。

「舶主」すなわち船主は、自ら船舶を建造し、船主となって紹興六年（一一三六）に再び来朝した蒲囉辛の例にみるとおり、宋初ののちも来朝していたであろうし、元符二年（一〇九九）の「戸部」の記録にあったように「舶主」の語も使われ続けたと考えられるが、市舶司制度が整えられるにしたがって朝貢使節に付随する活動のみでは商業活動としては広がりに欠けていたのではないか。宋朝政府としては舶主とのやり取りは利益の多い望ましいものであったと推察されるが[54]、舶主の側としては、単発的かつ民間交易が制限された朝貢貿易に付随する活動に留まる限りは、商業活動としての交易は限定的なものにならざるを得ず、綱首としての活動こそが望ましいものであったと推測される。そうした事情を背景に、来朝したアラブ商人が舶主の立場での貢物の献上をしなくなるなどして、舶主の来朝が記録されなくなった、というような状況が想像される。

ところで、この時代の海上交易で最重要の相手国であった大食からの朝貢使節は、宋代初期から、朝貢のために専用の船舶を用意したのではなく、交易船に乗って来朝していた。

（開宝元年〈九六八〉）二月二十二日、大食国遣使し方物を貢ぐ。山堂考索に、是の年大食国遣使し方物を貢ぐ。是より貢奉商舶、往来して已（や）まずと。[55]

「貢奉商舶」というのは朝貢使節を乗せた商船の意であろう。宋初に来朝した七名の舶主はほぼすべて大食方面の人々であった。李亜勿のように大食の副酋長を名乗った者もいたが、李亜勿も舶主として来朝しており、その船が「商舶」であったというのであれば、やはり商人として活動していたということになる。すなわち、彼らはすべて商人として来朝していたわけである。

大食、すなわちアラブの人々は、商人として来朝しながら朝貢使節を務め、宋代初期には自ら商船を所有して来朝するものも出現し、「舶主」と称し、そのように記録された。いっぽうで、市舶司制度が整うにつれて、綱首の活動が本格化し、もともと交易活動が主目的であった彼らにとって、朝貢に付随するような形での舶主としての活動より、交易活動を本業とする綱首としての活動こそが、本来望むところであったと想像される。

彼ら商人は、朝貢使節に準じるような「舶主」の立場より、より本格的な交易活動が認められた中国政府公認の交易商人である「綱首」に準じた活動を求め（十二世紀末にはアラブ人の可能性のある綱首蒲徳脩の活動もみられた）、宋末には公式の南海貿易の最高責任者で、その綱首を管轄する官職である「市舶司」の長官を務めるものまでが現れる、という歴史が概観できそうである。

むすび

「舶主」の来朝は宋初に集中的に記録されながら、三十年足らずのわずかな期間で記録されることがなくなり、やがて中国政府公認のもと、自ら船舶を所有して交易に携わる商人である「綱首」が、舶主に取って代わるようにして、史料にさかんに記録されるようになる。そうしたなかでアラブ商人も綱首と同様の活動を望むようになり、宋末には公貿易の最高責任者を務めるものが現れる、という過程をたどることができた。

宋末に市舶司の長官となった蒲寿庚は、交易を通じて莫大な財力を築くとともに強大な勢力を誇り、南宋末には第

八代皇帝・端宗に対して「異志有り」とあったとおり、宋王朝を見限って元軍につき、元王朝でも重用されることとなる。以後、元代を通じて、その子孫一族は繁栄を極めたという。[56]

宋代中国における西アジア商人の活動は極めて活発であるが、「舶主」「綱首」を通じて、その活動内容を充実させていった様子がたどれるようである。

なお、紀要第二十五号で考察した「蕃客」は、中国政府に賓客として遇されるいっぽうで、制限の多い民間との交易が、時代が進むにつれて限定つきながら公認、拡大されていく過程が認められるようであり、やはり西アジア商人の交易活動の変遷を考える上で欠かすことができない。今回は紙幅の関係で、詳細に検討することができなかったが、今後、機会をみてまとまったかたちで取り上げることとしたい。

注

(1)「中国における西アジア商人――『蕃客』『舶主』をめぐって」『東洋哲学研究所紀要』第二十五号　二〇〇九、「東南アジアにおける西アジア商人の活動について（十～十一世紀を中心に）」同　第二十七号　二〇一一

(2)『宋史』巻三　太祖紀三（中華書局『宋史』　上海　一九七七　第一冊　四七頁）
（開寶九年夏四月）丙寅，大食國王珂黎拂遣使蒲希密來獻方物。

(3)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一一八頁）
淳化四年，又遣其副酋長李亞勿來貢。其國舶主蒲希密至南海，以老病不能詣闕，乃以方物附亞勿來獻。

(4)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一一八－一四一一九頁）
其表曰：大食舶主臣蒲希密上言（以下略）

(5)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一二〇頁）
大中祥符元年十月，（中略）舶主李亞勿遣使麻勿來獻玉圭。

(6)『宋史』巻四八九　三仏斉国伝（前掲書　第四〇冊　一四〇八九頁）

（太平興國）八年，其王遐至遣使蒲押陁羅來貢水晶佛、錦布、犀牙、香藥。

（7）注6に同じ。

端拱元年，遣使蒲押陀黎貢方物。

（8）『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一一九頁）

至道元年，其國舶主蒲押陁黎齎蒲希密表來獻白龍腦一百兩（以下略）

（9）『宋会要輯稿』蕃夷四之九一　大食（中華書局『宋会要輯稿』　北京　一九九七　第八冊　七七五九頁）

〔（咸平）三年三月遣使穆吉鼻朝貢其還也詔賜其舶主陁婆離銀二千七百兩（以下略）〕

なお、咸平元年（九九八）に大食国王によって三麻傑というものが派遣されており、この時の舶主は「陁離」となっている（『宋会要輯稿』蕃夷四之九一　大食、前掲書　第八冊　七七五九頁）。

〔真宗咸平元年八月詔曰勑大食國王先差三麻傑託舶主陁離於廣州買鐘（以下略）〕

この部分は「婆」字が脱字となった可能性があり、その場合、舶主陁婆離は咸平元年の大食の朝貢使節が乗ってきた船舶の船主であったことになる。なお陁婆離は、地名Tabrizの音訳とされる（中国史料にはより発音の近い「陁婆離慈」などともみえる）。

（10）『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一二〇頁）

大中祥符元年十月，車駕東封，舶主陁婆離上言願執方物赴泰山，從之。

（11）『宋会要輯稿』蕃夷七之一八　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八四八頁）

（大中祥符）四年二月十七日（中略）大食國使陁婆離（中略）詣行在朝貢

（12）『宋史』巻四八九　三仏斉国伝（前掲書　第四〇冊　一四〇八九頁）

雍熙二年，舶主金花茶以方物來獻。

（13）第三節で後述するが、咸平二年（九九九）六月に判官文戍を派遣して象牙などを献上した蕃客蒲押提黎は同年閏三月に朝貢使節として来朝した人物である。また、後述するように景徳元年（一〇〇四）に大食蕃客として来朝した蒲加心は、大中祥符四年（一〇一一）には勿巡の舶主として来朝している。そのほかに、すでに触れた、李亞勿が玉圭を献じさせた李麻勿は蕃客として記録され（『宋会要輯稿』蕃夷七之一七、歴代朝貢、前掲書　第八冊　七八四八頁。ここには〔大食蕃客李麻勿〕とみえる）、「大宴祥符」（大中祥符の誤り）九年（一〇一六）十一月に大食蕃客截沙蒲黎が金銭銀銭などをもって「来貢」し（『宋会要輯稿』蕃夷四之九一　大食、前掲書　第八冊　七七五九頁）、第四節で取り上げる大食の蕃客蒲囉辛は紹

興六年（一一三六）に乳香などを「進奉」すなわち献上している。

(14)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一一八頁）
雍熙元年，國人花茶來獻花錦、越諾、揀香、白龍腦、白沙糖、薔薇水、琉璃器。

(15)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一二〇頁）
景德元年（中略）其秋，蕃客蒲加心至。

(16)『宋史』大食国伝に以下のようにみえ、勿巡国は大食地域の国とわかる（前掲書　第四〇冊　一四一二一頁）。
其國部屬各異名，故有勿巡，有陁婆離，有俞盧和地，有麻囉跋等國，然皆冠以大食。

(17)『宋会要輯稿』蕃夷七之一八　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八四八頁）
（大中祥符）四年二月十七日（中略）三麻蘭國舶主聚蘭勿巡國舶主蒲加心（中略）詣行在朝貢

(18)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一二一頁）
天禧三年（中略）副使蒲加心等來貢。

(19)三麻蘭国も、その朝貢品が大食からの朝貢品とほとんど共通しており、大食方面の一地域と推測できる（注1前掲　二十五号所収拙稿　二一頁参照）。

(20)注17参照。

(21)『宋会要輯稿』蕃夷四之九一　大食（前掲書　第八冊　七七五九頁）
（咸平）二年閏三月遣蒲押提黎来貢象牙四株揀香二百斤（以下略）

(22)『宋会要輯稿』蕃夷七之一四　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八四六頁）
（咸平二年）六月二十七日大食國蕃客蒲押提黎遣其判官文戍来貢

(23)『宋史』巻六　真宗紀一（前掲書　第一冊　一〇九頁）
六月（中略）庚辰，大食國遣使來貢。

(24)『宋史』日本国伝によれば、天聖四年（一〇二六）に九州の大宰府が遣使して「方物」を献上しようとしたが、「本国表」を携行していなかったために来献をしりぞけられている（『宋史』巻四九一、前掲書　第四〇冊　一四一三六頁）。
天聖四年十二月、明州言うに、日本国の太宰府（ママ）、人を遣わして方物を貢ぐに、而も本国表を持たずと。詔して之を卻（しりぞ）けしむ。
〔天聖四年十二月，明州言日本國太宰府（ママ）遣人貢方物，而不持本國表，詔卻之。〕
また、元豊二年（一〇七九）に方物をもって来朝した于闐の使節も、国主の表章を携行していなかったために方物の貢納

を受け入れられていない（『宋会要輯稿』蕃夷四之一六　于闐、前掲書　第八冊　七七二一頁）。
（元豊）二年十月十三日、熙河路経略司言うに、于闐国来りて方物を貢ぐに、而も国主の表章無し。法して当に納めるべからずと。已に使を諭して去かしむ。詔して、竪しく貢を奪わんと欲するが如し。之を聴く可しと。
〔（元豊）二年十月十三日熙河路經略司言于闐國來貢方物而無國主表章法不當納已諭使去詔如竪欲奪貢可聽之〕

(25)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一一九・一四一二〇頁）
注8でみたとおり、蒲押陁黎は蒲希密の表を携えて来ていたが、そのなかで、蒲希密は父であり、父を探しに来た経緯を述べている。蒲希密からの皇帝への謝意を伝えるなどし、蒲希密からの献上品に対して、それに見合った下賜品が与えられている。注8で引用した部分の後の方に、以下のようにみえる。
引對於崇政殿，譯者代奏云：「父蒲希密因緣射利，泛舶至廣州，迨今五稔未歸。母令臣遠來尋訪，昉至廣州見之。具言前歲蒙皇帝聖恩降敕書，賜以法錦袍、紫綾纏頭、間塗金銀鳳瓶一對、綾絹二十疋。今令臣奉章來謝，以方物致貢。」（中略）上賜以襲衣、冠帶、被褥等物，令閤門宴犒訖，就館，延留數月遣回；降詔答賜蒲希密黄金，準其所貢之直。

(26)注1前掲　二十七号所収拙稿　四五頁

(27)当研究所紀要第二十七号所収拙稿の表1（三六・三七頁）参照。名前をひとりずつ数えると、大食からは三十九名、占城からは七十名、三仏斉からは三十五名、注輦からは十名、闍婆からは七名、勃泥（ブルネイ）からは四名、真里富（タイの一地方）からは一名で、合わせると百六十名を超える。複数国にまたがる名前が九名分あり、長い名前などもあってその数え方にもよるが、これらの国・地域から来朝した名前のわかる者の人数は百五十名ほどにおよぶと推定される。

(28)『宋会要輯稿』職官四四之八　市舶司（前掲書　第四冊　三三六七頁）
元符二年五月十二日、戸部言うに、蕃舶、風の為に沿海の州界に飄着し、若し損敗し、及びに舶主在らざれば、官為に拯救（救助の意）し、物貨を録すと。
〔元符二年五月十二日戸部言蕃舶為風飄着沿海州界若損敗及舶主不在官為拯救録物貨〕

(29)『宋史』巻四九〇　大食国伝（前掲書　第四〇冊　一四一二二頁）
紹興元年，復遣使貢文犀、象齒，朝廷亦厚加賜與，而不貪其利。故遠人懷之，而貢賦不絶。
『宋史』本紀では、徽宗紀三にみえる政和六年（一一一六）の入貢が最後である（巻二一　前掲書　第二冊　三九七頁）。

(30)『宋史』巻四八九　闍婆国伝に〔副使羅悉沙文、判官悉理沙文〕（前掲書　第四〇冊　一四〇九〇頁）、同　注輦国伝に〔副使南卑琶打、判官麻圖華羅〕（同　一四〇九八頁）、同　占城国伝に〔副使傍水知突〕（同　一四〇八五頁）、同　真臘国伝

に〔副使安化郎將摩君明稽嗯〕（同　一四〇八六頁）とみえる。

（31）『明史』食貨志五　市舶（中華書局『明史』北京　一九七四　第七冊　一九八一頁）

（32）『宋史』巻一六七　提挙市舶司（前掲書　第一二冊　三九七一頁）

提舉市舶司　掌蕃貨海舶征榷貿易之事，以來遠人，通遠物。

市舶司の具体的な職務内容については、桑原隲藏『蒲寿庚の事蹟』岩波書店　一九三五　七・八頁「市舶司の職掌」（平凡社　東洋文庫版『蒲寿庚の事蹟』一九八九　三〇・三一頁　同）に詳しい。

（33）『萍州可談』（宣和元年〈一一一九〉朱彧著）巻二（『景印　文淵閣四庫全書』台湾商務印書館　台北　一〇三八巻　二八九頁上）

甲令（法令の意）に、毎舶、大なる者は数百人、小なる者は百余人なり。巨商を以て綱首・副綱首・雑事と為す。市舶司、朱記を給い、笞を用いて其の徒を治めることを許す。

〔甲令毎舶大者數百人小者百餘人以巨商為綱首副綱首雑事市舶司給朱記許用笞治其徒〕

ここにみえる「朱記」とは朱印のことで、官吏に与えられるものであり、綱首は公職として遇されていたことになる（「朱記」については『宋史』輿服志六　前掲書　第一一冊　三五九四頁）。なお、「綱首」の「綱」は貨物の意。

（34）『宋会要輯稿』蕃夷七之四六　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八六二頁）

（紹興六年）八月二十三日提舉福建路市舶司言大食蕃客蒲囉辛狀本蕃係出産乳香自就蕃造船一隻廣載迤邐入泉州市舶進奉抽解乞比附綱首推恩詔蒲囉辛特補承信郎

（35）『宋会要輯稿』蕃夷七之四〇　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八五九頁）

（元祐四年六月）十四日、礼部言うに、邈黎国の般次冷移、四扶栗迷等、于闐国の黒汗王并びに本国の蕃王の表章を賚（もたら）す。縁（えんし）を奉ずるに、自来曽て入貢することなし。于闐国の進奉条式に比附されんことを請う。之に従う。

〔（元祐四年六月）十四日禮部言邈黎國般次冷移四扶栗迷等賚于闐國黒汗王并本國蕃王表章奉縁自来不曽入貢請比附于闐國進奉條式従之〕

（36）『宋史』邈黎国伝（巻四八九、前掲書　第四〇冊　一四〇八七・一四〇八八頁）に「邈黎国、元祐四年、般次冷移、四抹粟迷等、于闐国の黒汗王并びに本国王の表章を賚（もたら）し来れり。有司、其の国未だ嘗て入貢せざるを以て、于闐の条式に視（なぞらえ）んことを請う」とあって、比附はここでは于闐に準じた対応を受ける意ととれる。

邈黎國，元祐四年，般次冷移、四抹粟迷等賚于闐國黒汗王并本國王表章來。有司以其國未嘗入貢，請視于闐條式。從之。

（37）『宋史』巻一八五　食貨志下七（前掲書　第一三冊　四五三七・四五三八頁）

諸市舶の綱首にして能く舶舟を招誘し、物貨を抽解し、累価すること五万貫、十万貫に及ぶ者、官に補せしめ、差（官職の意）有らしむ。大食蕃客の囉辛、乳香を販い、三十万緡に直す。綱首蔡景芳、舶貨を招誘し、息銭九十八万緡を収む。各承信郎に補せしむ。

〔諸市舶綱首能招誘舶舟、抽解物貨、累價及五萬貫十萬貫者、補官有差。大食蕃客囉辛販乳香直三十萬緡、綱首蔡景芳招誘舶貨、收息錢九十八萬緡、各補承信郎。〕

(38)『小右記』（藤原実資の日記）寛仁四年（一〇二〇）九月十四日の条〈増補「史料大成」刊行会『増補　史料大成』別巻（小右記二）　臨川書店　三一四頁下〉

左大臣参入し、彼是に示して云うに、大宋国の商客来着の事定め申す可しと。（中略）太宰（九州・大宰府）言上せし解文、并びに大宋国の商客の解文等の事を定め申す。綱首文嚢なり。定め申して云うに、年紀、参来を幾わず、須く廻却（帰国させる意か）に従うべきに、而も当今（時の天皇）の徳化を感い、参来の由を申す。宜しく安置被るべきなりと。

〔左大臣參入、示彼是云、可定申大宋國商客來着事者、（中略）定申太宰言上解文、并大宋國商客解文等事、［綱首文囊、］定申云、年紀不幾參來、須從廻却、而申感當今之德化、參來之由、宜被安置也〕（［］内は割注）

(39)『宋会要輯稿』職官四四之六　市舶司（前掲書　第四冊　三三六六頁）

（元豊）五年十月十七日、広東転運副使兼提挙市舶司の孫迥言うに、南蕃の綱首、三（仏）斉詹畢国主及びに主管国事・国主の女の唐字の書を持ちて、臣に熟龍脳二百二十七両、布十三疋を寄る。

〔（元豊）五年十月十七日廣東轉運副使兼提舉市舶司孫迥言南蕃綱首持三□齊詹畢國主及主管國事國主之女唐字書寄臣熟龍腦二百二十七兩布十三疋〕

(40) 田島公「V　日本、中国・朝鮮対外交流史年表」　奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編『貿易陶磁―奈良・平安の中国陶磁―』　財団法人由良大和古文化研究協会　一九九三

(41) 前掲注に同じ。

(42) 注40前掲年表、『朝野群載』巻二〇　異国（吉川弘文館『新訂増補　国史大系』二九上　四五二―四五三頁）

公憑

提挙両淅（ママ）路市舶司

泉州客人李充の状に拠るに、今、自己の船壱隻を将い、水手を請い集め、日本国に往き、博買して賃を廻し、明州に経赴せんと欲す。市舶務抽解するに、公験（公式証書）を出給されんことを乞い、前み去くと。

二人船貨物
自己船壱隻
綱首李充　梢工林養　雑事荘権
部領兵弟（以下略）
〔公憑
提舉兩浙路市舶司
據泉州客人李充狀。今將自己船壹隻。請集水手。欲往日本國。博買廻賃。經赴明州。市舶務抽解。乞出給公驗前去者。
二人船貨物
自己船壹隻
綱首李充　梢工林養　雑事荘權
部領兵弟
〕

(43)『宋史』巻四八七　高麗国伝（前掲書　第四〇冊　一四〇五一頁）
（紹興二年閏四月）定海県言うに、民、高麗に亡れ入れる者約八十人、表を奉じて国に還らんことを願うと。詔して、到る日を候ち、高麗の綱首卓栄等に推恩を量与す。
〔（紹興二年閏四月）定海縣言，民亡入高麗者約八十人，願奉表還國。詔候到日，高麗綱首卓榮等量與推恩。〕

(44)『宋会要輯稿』蕃夷四之七九　占城蒲端（前掲書　第八冊　七七五三頁）
綱首陳惟安、遞年（毎年）、興に本番と販し、訳語は至って熟せり。正音は両つながら通じ、兼て番王と知熟す。今次番王を説諭し、前み来りて方物を進奉せしむ。表内の明指に陳惟安引進すと。
〔綱首陳惟安遞年興販本番譯語至熟正音兩通兼與番王知熟今次説諭番王前來進奉方物表内明指陳惟安引進〕
この一文は、紹興二十五年（蕃夷四之七五　七七五一頁）の条に記されている。

(45)『宋史』巻四八七　高麗国伝（前掲書　第四〇冊　一四〇五二頁）
（紹興）三十二年三月、高麗の綱首徐徳栄、明州に詣りて言うに、本国、賀使を遣わさんと欲すと。
〔（紹興）三十二年三月，高麗綱首徐德榮詣明州言，本國欲遣賀使。〕

(46)『宋会要輯稿』蕃夷七之五〇　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八六四頁）
乾道三年十月一日、福建路市舶司言うに、本土の綱首陳応等、昨に占城蕃に至るに、蕃首、使・副を遣わし、恭んで乳香象牙

等を賞ち、太宗のもとに前み詣りて貢を進らさんと欲することを称ぶ。今、応等の船五隻、自販する物貨を除く外、各為に乳香象牙等并びに使・副の人等を載せて前み来り、継いて綱首呉兵の船の人有りて賚し到ると。

〔乾道三年十月一日福建路市舶司言本土綱首陳應等昨至占城蕃蕃首稱欲遣使副恭賚乳香象牙等前詣太宗進貢今應等船五隻除自販物貨外各為載乳香象牙等并使副人等前来繼有綱首呉兵船人賚到〕

ここでは綱首は陳応となっているが、蕃夷七之五〇の後段では陳応祥とみえる。陳高華・陳尚勝『中国海外交通史』（文津出版社　台北　一九九八　一〇〇頁）は「呉兵」を「呉岳」とする。

(47) 『宋史』巻四九一　日本国伝（前掲書　第四〇冊　一四一三七頁）

乾道九年，始附明州綱首以方物入貢。

『宋会要輯稿』蕃夷七之五二　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八六五頁）

（乾道九年）五月二十五日、枢密院言うに、沿海制置司・津発綱首の荘大椿・張守中、水軍使臣の施閏・李忠、日本国の回せる牒（官の文書）并びに進貢方物等を賚し到る。合に激なる犒（ねぎらいの馳走）を行うべし。詔していうに、綱首に各銭五百貫を支え、使臣は三百貫なりと。

〔（乾道九年）五月二十五日樞密院言沿海制置司津發綱首莊大椿張守中水軍使臣施閏李忠賚到日本國回牒并進貢方物等合行激犒詔綱首各支錢五百貫使臣三百貫〕

(48) 注47の『宋史』日本国伝からの引用文に続き、次のようにみえる。文中の「其の綱首」は注47引用文中の「明州綱首」を受けた表現で、明州の綱首の意。

淳熙二年、倭船の火児滕太明、鄭作を殴ちて死す。詔して、太明に械し、其の綱首に付して帰し、治めるに其の国の法を以てす。

〔淳熙二年，倭船火兒滕太明毆鄭作死，詔械太明付其綱首歸，治以其國之法。〕

(49) 『宋会要輯稿』蕃夷四之一〇一　真里富国（前掲書　第八冊　七七六四頁）

（慶元六年）綱首に本国を説諭せんことを委ねるに、官を遣わす所の海道、遠渉にして、今より後、入貢を免行すと。

〔（慶元六年）委綱首説諭本國所遣官海道遠渉今後免行入貢〕

ここでは入貢を「免行」するとあり、免行は禁止の意とされるが、遠国を理由とした朝貢の免行であるから、内実は免除の意と取りたい。ただ、じっさいには真里富からの朝貢使節は、その五年後の開禧元年（一二〇五）にも来朝しており（次掲注参照）、綱首による「免行」の説諭には実効は伴わなかったようである。

(50)『宋会要輯稿』蕃夷四之一〇〇-四之一〇一　真里富国（前掲書　第八冊　七七六三-七七六四頁）
開禧元年八月二十三日、真里富国、瑞象一隻・象牙二枝・犀角十株を進献す。（中略）新たに一将安竺南旁哷囉を差さんと欲す。差出来し、大朝の綱首と同に問を拝る。消息、回文は新州に転じ、已に大朝の来去を知る。今一将を差して出来し、敢て空手せしめず。
〔開禧元年八月二十三日真里富國進獻瑞象一隻象牙二枝犀角十株（中略）新欲差一将安竺南旁哷囉差出来同大朝綱首拜問消息回文轉新州已知大朝来去今差一将出来不敢空手〕

(51)紀要第二十七号で触れたとおり（三二頁）、宋朝政府は、たとえば雍熙四年（九八七）に内侍（禁中に勤める官）八人を南海諸国に派遣し、進奉、すなわち朝貢に訪れるものを勧誘している。

(52)『宋会要輯稿』蕃夷四之九九-四之一〇〇　真里富国（前掲書　第八冊　七七六三頁）。次の文意より、使節は蒲徳脩の船で来たことがわかる。
慶元六年八月十四日、慶元府言うに、真里富国主・摩羅巴甘勿丁恩斯里房麾蟄、立てること二十年にして其の使を遣わすと。（中略）綱首蒲徳脩言うに、今年三月離岸してより、五月二十二日、本国の海口より放洋す。幸いに南風に遇い、昼夜舟を行めること六十日にして定海県に到ると。
〔慶元六年八月十四日慶元府言真里富國主摩羅巴甘勿丁恩斯里房麾蟄立二十年遣其使（中略）綱首蒲徳脩言自今年三月離岸五月二十二日従本國海口放洋幸遇南風晝夜行舟六十日到定海縣〕

(53)『宋史』巻四七　瀛国公紀（前掲書　第三冊　九四二頁）
（德祐二年）是欲入泉州，招撫蒲壽庚有異志。初，壽庚提舉泉州舶司，擅蕃舶利者三十年。
蒲寿庚については、注32前掲　桑原隲藏『蒲寿庚の事蹟』に詳しい。

(54)紀要第二十五号で触れたように（二二頁）、『宋史』は「舶主」とその妻の闍婆での訳語まで記録しており、舶主に対する中国政府側の関心の大きさが窺われる。

(55)『宋会要輯稿』蕃夷七之三　歴代朝貢（前掲書　第八冊　七八四一頁）
（開寶元年）二月二十二日大食國遣使貢方物［山堂考索是年大食國遣使貢方物自是貢奉商舶往来不已］（［　］内は割注）

(56)注32前掲　東洋文庫版『蒲寿庚の事蹟』解説（宮崎市定）三一四頁

（ももた　あつひろ・委嘱研究員）

Western Asian Traders in Song Dynasty China: From *Bo Zhu*（舶主）(Ship Captains) to *Gang Shou*（綱首）(Head Merchants)

Atsuhiro Momota

In the Song dynasty, the word *Bo Zhu* is mainly recorded in official histories. In these records, their visitations to China can be seen only between 985 and 1011. As the trade system in the Song Dynasty developed, *Gang Shou*, the traders officially recognized by the Chinese government, became gradually active. In 1136, there was an Arabian trader who became a ship captain; however, he requested to be treated equally as *Gang Shou* without being called *Bo Zhu*. As seen here, the reason why *Bo Zhu* can be seen only in a short period of time is likely that *Bo Zhu*, who were originally working in the tribute trade, afterwards wished to work as *Gang Shou*, whose main business is to trade.